

**第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会**  
**「やまがた雪未来国スポ」**  
**競技記録等映像撮影・送信業務委託仕様書**

**1 委託業務名**

第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会「やまがた雪未来国スポ」競技記録等映像撮影・送信業務

**2 目的**

令和6年2月に本県において開催される「第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会」（以下「大会」という）において、国体チャンネルを経由し、競技や式典の様子を映像としてライブ配信することにより、「みるスポーツ」として国スポの環境を整備する。

また、アーカイブ配信により各県選手団の活躍や郷土色あふれる式典の様子など大会の記録を映像として永く保管する。

**3 用語の定義**

本仕様書に使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 国体チャンネル

公益財団法人日本スポーツ協会が運営する、国民体育大会の競技映像等をライブ・アーカイブ配信するためのプラットフォーム。

(2) 委託者

第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会山形県実行委員会

(3) 配信受託者

公益財団法人日本スポーツ協会が指定する、国体チャンネルにおける映像配信業務受託者

(4) 送信

撮影した競技等の映像及び音声指定されたサーバーへ送ること。

(5) 配信

撮影した競技等の映像及び音声国体チャンネル上で放送すること。（配信はこの委託に含まない。）

**4 履行期間**

契約締結の日から令和6年3月15日（金）

**5 委託金額**

上限金額 9,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 6 契約方法

公募型プロポーザル方式により業者を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約

## 7 業務場所

業務場所については下記のとおり。なお、大会概要及び会場については別紙1のとおり。

- |                          |                   |
|--------------------------|-------------------|
| (1) 「赤倉温泉スキー場」           | 最上町富沢 3480-1      |
| (2) 「上山・坊平高原クロスカントリー競技場」 | 上山市蔵王坊平国有林 241 林班 |
| (3) 「アリオンテック蔵王シャンツェ」     | 山形市蔵王温泉字柳平 768    |

## 8 事業の概要

- (1) 競技会場における撮影計画の作成
- (2) 競技会等の記録映像の撮影および送信
- (3) 撮影した映像・音声のライブ及びアーカイブとしての国体チャンネルへの提供
- (4) スポンサー看板の撮影・表示
- (5) 会場地市町実行委員会や競技団体等への映像の提供

## 9 業務の内容

- (1) 競技会場における撮影計画の作成
  - ① 事前に会場下見を行い、撮影計画・カメラ位置・機材構成図を記した図面を作成のうえ委託者に提出すること。
  - ② カメラは各会場3台を基本とすること。なお、カメラ位置については提出された企画提案書をもとに、改めて委託者と協議のうえ決定すること。
  - ③ 式典会場の撮影に関する事項については、別途協議するものとする。
- (2) 競技会等の記録映像の撮影および送信
  - ① 各種目のすべての模様を撮影し、委託者が指定する放映環境又はサーバーへ送信すること。
  - ② 可能な限り、種目別表彰の模様を撮影し、委託者が指定する放映環境またはサーバーへ送信すること。
  - ③ 競技会場の音声又はアナウンスを利用し、視聴者が臨場感を感じることができるよう撮影すること。
  - ④ 各種目の撮影においては、種目特性に応じ記録や順位がわかるよう配慮を行うこと。
  - ⑤ 撮影に際し委託者及び配信受託者と緊密に連携すること。

- ア) 大会期間中、委託者および配信受託者と各競技会場の撮影スタッフが連絡を取れるように連絡手段を用意すること。携帯電話での連絡手段に加えてLINE等のインターネットによる通知形式の手段を確保すること。
- イ) 競技開始前の事前テストは、原則競技開始 1 時間 30 分前までに実施し、サーバーへの配信状態を確認し配信受託者へ連絡すること。
- ウ) 委託者および配信受託者に対し撮影開始・終了の連絡を必ず行うこと。
- エ) トラブルの発生時は、委託者及び配信受託者とともに早期の回復・改善に努めること。トラブルの内容については速やかに委託者および配信受託者へ報告すること。

(3) 撮影した映像・音声のライブ及びアーカイブとしての国体チャンネルへの提供

① 撮影したライブ映像を委託者が指定する配信プラットフォームに送信すること。

ア) 仕様について

- ・配信プラットフォーム側の仕様を開示後、その仕様に沿って準備すること。
- ・撮影中のテロップの加工、記録のワイプなど状況に応じて行うこと。
- ・ライブ配信機器は「LiveShell X」を用意することが望ましい。
- ・アーカイブ配信用に録画機器を別途用意すること。

イ) 送信について

- ・配信プラットフォーム側の仕様が開示後、その仕様に沿って準備すること。
- ・エンコードも含め、国体チャンネルサーバー（VOD（ビデオ・オン・デ・マンド）／ライブ配信プラットフォーム）へのアップロード対応（ネットワーク回線含む）まで実施すること。

【参考】：第 77 回国民体育大会冬季大会の際の仕様は下記のとおり

仕様 video

h. 264 1080p, 720p

1mbps～

audio

AAC 44.1khz, 48khz

64kbps～

フレームレート 59.94 or 29.97

② 撮影した映像の国体チャンネルへの提供

撮影した映像は競技当日中に「国体チャンネル（アーカイブ）」に提供すること。  
また、配信に不具合・トラブルなど生じた際は、修正した動画を、原則当日中にアップロードすること。

③ 全競技終了後に、撮影した映像は記録媒体にて速やかに納品すること。

- ア) 納品するデータはm p 4の形式で 1 競技、1 決勝を1つのデータとして納品し、納品データの名称は配信受託者が指定した名称に設定すること。

イ) 撮影記録の決勝データが複数のクリップに分かれている場合は1本化して納品すること。

ウ) 納品するデータのリストを作成すること。リスト記載項目は別途指示する。

(4) スポンサー看板の撮影・表示

① スポンサーロゴをライブ映像の上下いずれかに常時表示させること。

ア) デジタルにより映像にスポンサーロゴを盛り込む場合は、全競技終了後に、撮影した映像を記録媒体にて速やかに納品すること。併せてスポンサーロゴがない映像も別途納品すること。

② 各競技会場に掲出される国体パートナー看板を必ず表示するようにカメラ位置を設定すること。

ア) 看板掲出会場、掲出位置は日本スポーツ協会から示される。

(5) 会場地市町実行委員会や競技団体等への映像の提供

① 会場地市町実行委員会が設置する会場内の大型スクリーンやパブリックビューイングへ映像を提供すること。

② その他、委託者が指定する放送媒体へ映像を提供すること。

## 10 著作権

(1) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、事前にその対応を委託者と協議すること。

(3) 受託者は委託者の許可を得て当該映像等を使用することができる。

## 11 留意事項

(1) 本業務の統括責任者・業務担当者を選任すること。配信受託者と連絡がとれるように各競技会場に業務担当者を選任すること。

(2) 事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、業務の内容、日程等について委託者及び配信受託者と協議すること。その後、必要に応じて打合せを行い、委託者及び配信受託者との連絡調整を十分行うものとする。

また、打合わせに係る経費については受託者が負担するものとする。

(3) 業務に先立ち事業実施計画及び実施体制計画、スケジュールを作成し、委託者および配信受託者と協議のうえ業務を実施すること。

(4) 事業の実施・運営に際し、委託者及び配信受託者や業務を遂行するにあたり関係する機関等との連携・調整を行うこと。

(5) 開催市町担当者の連絡先及び担当者情報を把握すること。

(6) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と協議のうえ処理するこ

と。

- (7) 委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (8) 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、定めることとする。

## 12 契約条件等

### (1) 再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託先に対する管理方法等必要事項を委託者に対して書面で報告しなければならない。

### (2) 仕様の変更

企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様を変更することがある。

### (3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

### (4) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法を遵守しなければならない。

### (5) 業務の完了

事業が完了した時は、速やかに事業完了報告書（別途様式を指定）を作成し、関係書類（別途指示する。）を添えて実行委員会へ提出すること。